

白鷗大学鷗友会準会員資格取得報奨規程

（目 的）

第1条 この規程は、資格取得に努め、優れた成績等を収めた個人に対して、その功績をたたえ支援することを目的とする。

（対 象）

第2条 支援の対象は準会員とする。

（基 準）

第3条 支援の基準は別に定める。

（申 請）

第4条 支援の申請は、白鷗大学が実施する『白鷗大学資格等取得報奨金制度』への申請をもって代替申請とみなすものとする。

（件 数）

第5条 支援件数に上限を設けず、基準を満たしたすべての申請者を対象とする。ただし、制度運用における特別な事由が発生した場合、別途調整を行うことがある。

（取材協力）

第6条 取材協力は別に定める。

（改 廃）

第7条 この規程の改廃は、鷗友会理事会の議を経なければならない。

（準 拠）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、鷗友会理事会が定める。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。